

はじめに

平成18年から始まった、違法伐採問題に対処するため合法性が証明された木材を供給する取組は6年目を向かえました。全国8500の認定された事業者が合法木材の供給にとり組んでいます。グリーン購入法だけでなく公共建築物等の木材利用促進法などで位置づけられ合法木材の需要は定着しつつあります。

23年度に実施した、合法木材製品に合法木材のラベリングを進める実証事業は、この普及の段階を一步進めるものですが、これの実施については、木材に対するさまざまな表示制度が先行している中で、合法木材表示の意図が正確に伝わるか、表示の効果とコストが見合うものになるかなど、さまざまな問題があります。

全国北海道から九州まで24の多様な事業者の協力をえて実施された今回の実証調査の結果が、今後の検討に役立つものと期待します。

関心を持つ多くの方々に参考になれば、幸いです。

平成24年2月

社団法人 全国木材組合連合会